

随意契約理由書

1 業務名称

西成区役所事務用乾式電子複写機（白黒及びカラー）による複写の単価契約（再リース）

2 契約の相手方

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

3 随意契約理由

当区で契約している乾式電子複写機（コピー機）の単価契約の期間は、令和3年4月1日から令和6年9月30日までとなっている。令和6年10月以降について、新たに入札を実施するとなれば物価及び人件費の高騰により契約単価の上昇が見込まれるが、再リースの場合、これまでと同価格で借入可能であるという経済性の観点から、令和6年10月1日から令和7年3月31日まで再リースする。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき）に該当するため、上記業者と特名契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所 総務課（電話番号 06-6659-9625）